

共愛学園ともさくら奨学金

本学独自の奨学金で、本学園の校章「共桜」にちなんだ奨学金です。

経済状況に応じて給付され、返還義務はありません。

学則に違背するなど奨学生として不適格と認められる場合には、給付が停止されることがあります。

学生センターの奨学金担当者が個別の相談に応じています。

●種類・給付額・給付方法・返還

種類	給付額	給付方法	返還
緊急時奨学金	授業料全額又は半額相当	授業料と相殺	不要
経済支援奨学金A	授業料半額相当	授業料と相殺	不要
経済支援奨学金B	授業料 1/4 相当	授業料と相殺	不要

●各種別の説明

1. 緊急時奨学金

- 概要：緊急時の臨時奨学金です。
- 対象：次のいずれかに該当し、かつ生活態度が良好な学生です。
 - 災害等の被害により、学費支弁が困難な状況に陥った学生
 - 家計の急変により、学費支弁が困難な状況に陥った学生
- 適用：災害や家計急変が、前期に生じた場合は授業料全額が適用され、後期に生じた場合は半額相当が適用されます。ただし、他の奨学金を受給していたり、特待生が継続している場合には、それらと合算した給付額の上限は授業料額となります。
- 手続：随時受け付けています。上記の状況が生じた場合に、学生センターに相談してください。
- 採用：提出された書類並びに学修状況を勘案し、必要に応じて面談を行い、採用の可否を判断します。留学生の場合には、留学生支援センターとも協議をします。
- 給付：当該学期の授業料と相殺されて給付されます。

2. 経済支援奨学金A・B

- 概要：学生の経済状況に応じて給付される奨学金です。
- 対象：全ての学生が対象となります。ただし、日本学生支援機構の奨学金に申し込みをしていることが条件となります。成績や取得単位数の条件もありますので、学生センターに相談して下さい。
- 適用：家計の状況に応じて、AまたはBが適用されます。
なお、他の奨学金を受給していたり、特待生が継続している場合には、それらと合算した給付額の上限は授業料額となります。
- 手続：次のスケジュールで手続きを行います。
 - 4月 募集揭示・学生センターにて願書配布（配布期間4月末まで）
 - 7月 願書・所得を証明する書類を学生センターへ提出
※父母（保護者並びに保護者の配偶者）の所得証明書を2年分添付しなければなりません。
 - 7月 書類に基づく面接
 - 8月 採用者決定
- 採用：提出された書類、学修状況、並びに面接の結果を総合し、採用の可否を判断します。留学生の場合には、留学生支援センターとも協議をします。
- 給付：後期の授業料と相殺されて給付されます。